

国住指第239号
国住街第44号
平成23年4月28日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

市街地建築課長

建築確認手続きの円滑化等を図るための建築基準法施行令
の一部を改正する政令等の施行について
(技術的助言)

建築物等の安全性等を確保しつつ、構造関係規定の合理化等により建築活動の円滑化を図る観点から、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の一部を改正する政令（平成23年政令第46号）を平成23年3月30日に公布し、構造関係の国土交通省告示と併せて同年5月1日に施行するとともに、申請図書の簡素化を図る観点から、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第37号）を平成23年4月27日に公布し、同年5月1日から施行することとした。

これらの改正法令の運用に係る細目及び運用方針について、下記のとおり通知するので、建築確認手続きの円滑化等を含む適切な業務の推進に努められたい。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 構造関係規定の合理化等について

(1) 鉄筋コンクリート造の建築物等の構造基準の合理化について

①鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の建築物等に係る構造関係規定の合理化(令第67条第1項、第73条第3項及び第77条第5号)

鉄骨造の小規模建築物(軒の高さが9m以下で、かつ、張り間が1.3m以下の建築物(延べ面積が3,000㎡を超えるものを除く。))等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法について、現行のボルト接合に加え、高力ボルト接合、溶接接合、リベット接合(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合(鋼材がステンレス鋼の場合を除く。))又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法でもよいこととした。(令第67条第1項)

鉄筋コンクリート造の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さについて、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、当該鉄筋の径の40倍(軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造の場合は50倍)未満でもよいこととした(令第73条第3項)。また、構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準として、平成23年国土交通省告示第432号(鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件)において、はりの引張り鉄筋の抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことを確かめる計算方法を規定した。

鉄筋コンクリート造の建築物等の構造耐力上主要な部分である柱の小径について、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、その構造耐力上主要な支点間の距離の15分の1未満でもよいこととした。(令第77条第5号)また、構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準として、平成23年国土交通省告示第433号(鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件)において、鉄筋コンクリート造の柱が座屈しないことを確かめる計算方法を規定した。

これらについては、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等についても準用される。(令第79条の4)

②鉄筋コンクリート造の建築物等については、令第81条第2項第2号イに規定する構造計算を行う場合及び令第81条第3項に規定する構造計算(以下「ルート1の構造計算」という。)を行う場合、部材の靱性を確保するため、部材のせん断力について割増計算を行い、令第82条第1号から第3号に規定する構造計算を行い安全であることを確かめることとしていたが、部材の靱性を確保するため、部材のせん断力について割増計算を行い、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめることができればよいこととした。(昭和55年建設省告示第1791号、平成19年国土交通省告示第593号)

(2) 構造計算適合性判定の不要な建築物の範囲の拡大について

①エキスパンションジョイント等で接続された複数の部分で構成される建築物の構造計算ルートの合理化（平成19年国土交通省告示第593号）

ルート1の構造計算によって安全性が確かめられる建築物として、複数の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接続されている建築物のうち、当該部分のいずれもがルート1の構造計算によって安全性が確かめられるもの（令第36条の2第1号から第4号までに規定する建築物に該当するものを除く。）を加えた。

②鉄筋コンクリート造と木造の混構造建築物に係る構造計算ルートの合理化（平成19年国土交通省告示第593号第4号）

ルート1の構造計算によって安全性が確かめられる鉄筋コンクリート造と木造の構造を併用する建築物について、現行では、1階を鉄筋コンクリート造、2階以上を木造（階数は3以下）とし、かつ、延べ面積を500㎡以下とするものに限っているが、1階及び2階を鉄筋コンクリート造、3階を木造とするものを加えた。また、1階を鉄筋コンクリート造、2階を木造とし、かつ、木造部分に関し地震力を割り増した構造計算等を行う場合に限り、延べ面積3,000㎡まで面積規定を緩和した。

③膜構造の建築物に係る構造計算ルートの合理化等（平成14年国土交通省告示第666号、平成19年国土交通省告示第593号）

膜構造の建築物について、ルート1の構造計算により安全性が確かめられる場合として、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さいこと等が確かめられた場合を加えた。

（3）その他の見直し

①煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーターについて、時刻歴応答計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた場合には、令第36条第1項に規定する耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外した。（令第139条から第141条まで、第143条及び第147条）

②遊戯施設について、時刻歴応答計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた場合には、令第36条第1項に規定する耐久性等関係規定以外の仕様規定の適用を除外した。（平成12年建設省告示第1419号）

第2 申請図書の簡素化について

（1）確認申請に係る図書及び書類の簡素化について（規則第1条の3、第2条の2、第3条）

①構造計算適合性判定を要する建築物を含む複数の建築物の確認申請において、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類について、二通の副本のうち一通への

添付を不要とした。（第1条の3第1項第1号、第4項第1号、第2条第2項第1号、第3条第3項第1号）

- ②「建築士免許証等の写し」、「構造設計一級建築士証の写し」及び「設備設計一級建築士証の写し」について、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が当該書類を有していないこと等の理由により提出を求める場合以外においては提出を不要とした。建築主事等は、建築士データベースの閲覧により建築士の情報を確認可能である場合や既に同一の建築士免許証等の写しの提出を受けており当該書類を保管している場合等には、申請図書の簡素化の趣旨を踏まえ、申請者等に対して建築士免許証等の写しの提出を求めないよう留意されたい。（第1条の3第1項第4・6号、第4項第4・6・7号、第2条の2第1項第3号、第3条第1項第3号、同条第2項第4号、同条第3項第4・6・7号）
- ③「建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第2項に規定する証明書の写し」について、その一部である構造計算書の提出を不要とした。なお、構造計算の内容を審査するために確認申請書の一部として提出することとなっている構造計算書については引き続き提出が必要であるので、念のため申し添える。（第1条の3第1項第5号）
- ④建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第28条の2の規定が適用される建築物に関して添付する「使用建築材料表」において、第1種ホルムアルデヒド発散建築材料、第2種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料（以下「規制対象外の建築材料」という。）のみを使用する場合については、「内装の仕上げに用いる建築材料の種別」のみを明示すればよいこととした。また、「内装の仕上げの部分の面積」及び「内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第20条の7第1項第2号の表の（1）項又は（2）項に定める数値を乗じて得た面積の合計」については、第1種ホルムアルデヒド発散建築材料、第2種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第3種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する部分に限って明示することとし、規制対象外の建築材料を使用した部分については当該図書へのこれらの明示を不要とした。（第1条の3第1項表2（11））
- ⑤法第43条等が適用される建築物に関して添付する「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」について、当該図書への明示を不要とした。（第1条の3第1項表2（19）～（36）、（38）、（39）、（47）、（48））
- ⑥法第56条第7項が適用される建築物に関して添付する「道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図」等の天空図について、その半径を10cm未満でもよいものとした。（第1条の3第1項表2（29））
- ⑦法第56条の2が適用される建築物に関して添付する「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水

平距離」について、当該図書への明示を不要とした。（第1条の3第1項表2(30)）

(2) 完了検査・中間検査の申請に係る書類の簡素化について（規則第4条、第4条の8）

①「内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を写した写真」の提出を不要とした。なお、当該改正により、建築主事等にあつては、完了検査及び中間検査において、内装の仕上げの部分を写した写真による検査は行わないこととなるが、完了検査申請書第4面及び中間検査申請書第4面に記載される工事監理の状況の内容に関する検査や現場における目視による検査等については引き続き適確に実施する必要があるので、念のため申し添える。

②「建築士免許証等の写し」について、建築主事等が提出を求める場合以外においては提出を不要とした。建築主事等は、建築士データベースの閲覧により建築士の情報を確認可能である場合や既に同一の建築士免許証等の写しの提出を受けており当該書類を保管している場合等には、申請図書の簡素化の趣旨を踏まえ、申請者等に対して建築士免許証等の写しの提出を求めないよう留意されたい。（第4条第1項第7号、第4条の8第1項第6号）

(3) 一団地認定による制限の緩和に係る書類の簡素化について（規則第10条の16、第10条の21）

①「道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図」等の天空図について、その半径を10cm未満でもよいものとした。（第10条の16第1項第1号表(に)、(ほ)、(へ)、第10条の21第1項第1号表(ほ)、(へ)、(と)）

②法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物について、「付近見取図」の提出を不要とした。（第10条の16第1項第1号表(と)、第10条の21第1項第1号表(ち)）

③「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「申請区域内の建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離」等について、当該図書への明示を不要とした。（第10条の16第1項第1号表(と)、第10条の21第1項第1号表(ち)）

(4) 関係規定の適用開始時期等について

申請図書の簡素化については、平成23年5月1日以降に行う確認申請等に対して適用されることとなるが、建築主事等におかれては、同日以降に従前の申請図書による確認申請等を受けた場合についても、当該申請図書により確認審査等を行うなど、簡素化の主旨を踏まえ、柔軟に対応されたい。